10 測量・設計等提出書類記載要領

書類 測1 登録証明書 必須

登録を受けている事業の登録証明書を提出してください。

【注意事項】

- □ 法令により登録が義務付けられているものについては、申請日において、有効期間内のものであること。
- □ 証明書が発行されない業務については、登録通知書の写しを提出してください。
- □ 更新手続中の場合,受付印のある登録申請書の写しを提出し,更新完了後速やかに証明書を提出してください。

書類 測2 現況報告書等 該当者のみ

下の表の左欄の種目への登録を申請する場合は、表に記載の必要書類を提出してください。

登録を申請する種目		必要書類	備考	
	土木設計(土木関係建設コンサルタント)			
	* 交通局及び上下水道局における建設	現況報告書(確認印のあるものに	下到决	
(1)	コンサルタントを含む。	限る。) の写し	下記注	
	地質調査	直前1事業年度分	1, 3	
	補償・調査その他(補償コンサルタントに限る。)			
		測量法第55条の8の規定に基	下到決	
(2)	測 量	づく書類の写し	下記注	
		直前1事業年度分	2, 3	

注1 現況報告書に氏名の記載のある技術者について、書類 測4 (技術者経歴書)の「現況」欄に〇 印を記入してください。その技術者についての書類 測5 (技術者の資格証明書等)の提出は不要です。

また、現況報告書の提出により、書類 測3 (財務諸表等)の提出も不要となります。

- 2 測量法第55条の8の規定に基づく書類の提出により、書類 測3 (財務諸表等) の提出が不要となります。
- 3 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前(個人)のものを合わせて1年 以上の事業実績がわかるものを提出してください。

書類 測3 財務諸表等 該当者のみ

補償コンサルタント以外の補償・調査その他、建築設計、設備設計への種目登録を申請する場合は、下の表に記載の書類を提出してください。

書類 測 2 (現況報告書等) の提出が必要な種目登録を申請する場合は,この書類の提出は必要ありません。

	提出書類	対象年度	
<u>法人</u> の場合	決算報告書(貸借対照表及び損益計算書の部分の	申請日の直前 <u>1事業年度分</u>	
	写しで可) (*1)	(*2, *3, *4)	
個人の場合	〇 確定申告書の写し	申請日の直前1年間の決算期	
	〇 確定申告に添付した収支内訳書の写し	ごとに <u>各1部</u>	

- *1 貸借対照表及び損益計算書の部分の写しを提出する場合で、その部分に会社名が明記されていないときは、欄外に会社名を記入してください。
- *2 直近の決算報告書を未作成の場合(事業年度末が申請日の直前である場合など)は、その前の1事業年度分の決算報告書を提出してください。
- *3 決算期の変更などで直前の事業年度の期間が1年に満たない場合は、その前年度の決算報告書も併せて提出してください。
- *4 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前(個人)のものを合わせて1年 以上の事業実績がわかるものを提出してください。

書類 測4 技術者経歴書 (測量・設計等) 必須

【注意事項】

- \square 2枚以上になる場合は、できる限り<u>両面印刷</u>としてください。ただし、2種目登録の場合は、1種目ずつで別の紙にしてください。
- □ 指定様式の全項目が記載されていれば、指定様式以外でも差し支えありません。

【記入上の注意】

(1) 記入を要する技術者

- □ 本社又は主たる事業所が**京都市内にある場合**は、**常勤雇用している技術者全員**を記入してください。
- □ 本社又は主たる事業所が<u>京都市内にない場合</u>は,<u>京都市発注の業務に従事可能な常勤雇用し</u> <u>ている技術者</u>(京都市を担当する支社等に属する技術者等)を記入してください。
- (2) 「現況」欄 * 書類 測 2 のうち(1)の「現況報告書」を提出する者のみ
 - □ 「現況報告書」に氏名が記載されている技術者について、「現況」欄に○を付けてください。

(3) 「法令による免許等」欄

□ 書類 1 (競争入札参加資格審査申請書)の「⑦有資格技術職員数」の各資格者数欄で計上し

た資格に○囲みしてください。

- (4) 「法令による資格を保持している女性技術者の人数」欄
 - □ 記入した技術者の内、次の条件を全て満たす女性技術者の人数を記入してください。
 - 書類 測2 (現況報告書等)で、記入した資格を確認できること。
 - 上記で確認できない場合は、その資格者証を添付していること。
- (5) 測量・土木設計の2種目登録申請(*)を行う場合 * 5ページの「測量・土木設計の2種目登録について」参照
 - □ 「測量」と「土木設計」について、それぞれ別に技術者経歴書を作成してください。その際、 技術者を**重複して記入することはできません**。

書類 測5 技術者の資格証明書等 該当者のみ

【注意事項】

- □ 京都市内に本社又は主たる事業所を有する場合のみ提出してください。
- □ 書類 測4 (技術者経歴書) に記入した技術者について、下の表の左欄に区分に応じ、右欄に記載の書類を提出してください。

技術者	提出書類	
	① 資格証明書,免許証又は登録証明書等	
書類測4 (技術者経歴書)の	② 常勤の技術者について、常用雇用を確認でき	
「現況」欄に <u>〇印のない</u> 技術者	る書類	
※ 書類測2 現況報告書に氏名の記載のな	例)健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決	
い技術者	定通知書の写し	
	会社名の記載のある健康保険証等の写しなど	
書類測4 (技術者経歴書)の		
「現況」欄に <u>〇印のある</u> 技術者	資格証明書等の提出は不要です。	
※ 書類測2 現況報告書に氏名の記載のあ		
る技術者		